

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年5月14日 04時00分ごろ
発生場所	広島県呉市 ^{しもぐろ} 下黒島北西岸 大地 ^{おおじぞう} 蔵港沖防波堤灯台から真方位205° 1.08海里付近 (概位 北緯34°09.4′ 東経132°39.1′)
事故の概要	漁船第八山陽丸 ^{さんよう} は、南西進中、下黒島北西岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年5月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八山陽丸、1.6トン
船舶番号、船舶所有者等	HS3-39456（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 霧、風向 西、風力 1、視界 不良 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約143cm（呉）、 潮流 北東流約0.6ノット
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、広島県竹原市阿波島^{あは}沖でひじき漁を終えて帰航を開始した。</p> <p>船長は、操舵区画で立って操船に当たり、霧で視界が制限され、周囲の島が見えない状態で、下黒島北方沖において、GPSプロッターを見て、呉市倉橋島^{くらはし}の亀ヶ首^{かめがくび}に向けて下黒島西方沖を通過するよう、本船を南西進させた。</p> <p>本船は、燃料がなくなり停船したので、漂泊して船首が南西方に向いた状態で、船長が燃料タンクの切替え作業を始めた。</p> <p>本船は、船長が燃料タンクの切替え作業を終えて航行を再開し、約20ノットの対地速力で航行中、下黒島北西岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、携帯電話で本事故の発生を知人に連絡して来援を求め、その後、携帯電話で海上保安部に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、燃料タンクの切替え作業に要した時間は短く、漂泊場所は下黒島北西岸を過ぎており、船首は亀ヶ首の方を向いていると思い、GPSプロッターで船位及び船首方位を確認しないまま、航行を再開した。</p> <p>本船にレーダーは備えられていなかった。</p> <p>船長は、本船が漂泊中、潮流に圧流されたと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、本事故当時、ウェットスーツを着用していたので、救命胴衣を着用していなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、霧で視界が制限された状況下、船長が、漂泊して燃料タンクの切替え作業を終え、航行を再開する際、燃料タンクの切替え作業に要した時間は短く、下黒島北西岸を過ぎて亀ヶ首を向いていると思い、GPSプロッターを確認しないまま航行を再開したことから、下黒島北西岸に向かって南西進し、岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、霧で視界が制限された状況下、船長が、漂泊して燃料タンクの切替え作業を終え、航行を再開する際、燃料タンクの切替え作業に要した時間は短く、下黒島北西岸を過ぎて亀ヶ首を向いていると思い、GPSプロッターを確認しないまま航行を再開したため、下黒島北西岸に向かって南西進し、岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、濃霧となり、周囲が視認できない場合、航行を再開する前に、GPSプロッター等で船位及び障害物の確認を適切に行うこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上において、ウェットスーツを着用していても常時、救命胴衣を着用すること。